

資料NO. 4 異動対象者を同一校在籍6年(新規採用者4年)としている根拠及び兵庫県の方針

1 異動対象者を同一校在籍6年(新規採用者4年)としている根拠  
根拠は特にありません。

2 兵庫県の方針

令和3年度公立学校教職員人事異動方針

兵庫県教育委員会

### I 基本方針

令和3年度の人事異動にあたっては、「こころ豊かで自立する人づくり」を推進するため、県教育委員会、市町組合教育委員会連携のもと、「適材適所の配置」、「人材育成及び計画的な交流の推進」を基本として、次の「特に配慮すべき点」を踏まえながら人事配置を行う

#### 【基本的な考え方】

##### 1 適材適所の配置

職員の能力を最大限発揮できるよう、適材を適所に配置するとともに、職員構成の適正化を図る

##### 2 人材育成及び計画的な交流の推進

各学校における取組を中・長期的に継続するため、次代の人材育成の観点から、全県的視野に立って、計画的な交流を積極的に進める

#### 【令和3年度人事異動にあたって特に配慮すべき点】

- 1 児童生徒が安心して学べる魅力と活力ある学校づくりを進めること
- 2 ハラスメントのない、働きがいのある風通しのよい職場づくりを進めること

### II 管理職

[市町・県立学校共通]

- 1 安定した学校運営を継続するため、積極的に若手管理職の登用を図ること
- 2 女性の力を学校運営に活かすため、女性管理職の登用をより積極的に進めること

[市町立学校]

県教育委員会は、市町組合教育委員会とともに、管理職が安定的に確保できるよう、地域の実情に応じて、市町間の連携や再任用の活用を含めた登用等を進めること

[県立学校]

学校の魅力・特色づくりの継続性、学科改編等の改革や地域の状況に合わせた学校づくりを推進するため、校長の同一校における在任期間等も考慮すること

### III 教員

- 1 異動対象者

- (1) キャリアステージに応じた実践的指導力育成の観点から、異動の対象は、原則として現任3年以上在勤した者とし、次の事項を考慮して行うこと  
ア 同一校における勤務年数 イ 勤務校の所在地、校種、規模等 ウ 教育実績 エ 勤務状況 オ その他
- (2) 次に該当する者については、原則として異動を行わないこと  
ア 休職中 イ 療養中 ウ 派遣中 エ 産前産後休暇中 オ 育児休業中
- (3) 同一校における長期勤務者の異動については、再任用も視野に入れ、一定の在勤期間基準を定めて、積極的かつ計画的に行うこと

## 2 異動にあたって考慮する点

### [市町・県立学校共通]

- (1) 幅広い視野をもつ教職員を育成するため、初任者を含めた全ての教職員について、異校種・異課程など特色の異なる学校への異動を進めること
- (2) へき地指定期間を満了した指定教職員の異動については、勤務地の希望を十分配慮すること

### [市町立学校]

- (1) 県教育委員会と市町組合教育委員会は、市町の教育上の課題を共有し、配置先を選定すること
- (2) 統廃合や改編を予定している学校においては、円滑に実施できるように考慮すること

### [県立学校]

- (1) 学科改編を予定している学校においては、円滑に実施できるように考慮すること
- (2) 各校で取り組んでいる学校の魅力・特色づくりの継続性を図るため、次代の人材育成を計画的に行うこと

## IV 事務職員

### 1 異動対象者

原則として同一所属に3年以上在勤した者とし、次に該当する者はそれぞれの実情に応じ、個別に検討すること

- ア 異動により、校務運営上支障があると認められる者
- イ 職員の健康上、異動に支障があると認められる者 等

### 2 異動にあたって考慮する点

同一所属又は同一ポストに長期間滞留することから生じうる不祥事を防止し、併せて士気の低下を防ぐこと

## V その他留意事項

- 1 学校運営の中核を担うことのできる教員が幅広く活躍できるよう、期限付異動制度を活用する
- 2 一般教職員の異動にあたっての参考とするため、学校の職員構成、本人の希望、介護などその他の事情についての校長の意見を聴取する